平成２１年（フ）第２１１９号
京都市左京区南禅寺北ノ坊町19番地の２
債務者　藤原　弘子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１６９号
京都市右京区梅津南町32番地　リバーサイドシティＣ22号室
債務者　添田　真弘
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２１９号
京都府宇治市寺山台３丁目９番地の６
債務者　堀田　優子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２３６号
京都市南区久世上久世町530番地66
債務者　福岡千代子こと　金　千代子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２４４号
京都市上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町647番地１　ピュア烏丸２階202号
債務者　山田　菊美（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２５３号
京都市右京区西京極三反田町１番地　西京極団地１棟106
債務者　上野　澄子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２５４号
京都市右京区西京極三反田町１番地　西京極団地１棟106
債務者　上野　真澄
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９７６号
兵庫県尼崎市西立花町４丁目５番１―103号
債務者　三島　康住
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０１５号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目18番地の１　井上ビル204号
債務者　倉下　　弘
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１０７号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目20番８号ビバハイツ宝40ｉ、前住所兵庫県尼崎市南竹谷町２丁目31番地コモドパラッツォ303号
債務者　六車　　茂
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７７１号
奈良市六条西３丁目26番１―507号
債務者　城山　明子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３２９号
鳥取県鳥取市南吉方１丁目15番地16　第二村中マンション３号
債務者　日坂美千子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３６号
鳥取県鳥取市北園１丁目13番地
債務者　寺坂賀津美
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３７号
鳥取県鳥取市北園１丁目13番地
債務者　寺坂千恵子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４３号
鳥取県鳥取市浜坂５丁目８番26―304号　県住304号
債務者　平尾希巳枝
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９９号
山口県下関市長府四王司町13番５号
債務者　坪倉　好江
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４３２号
山口県下関市秋根新町７番４―412号　公団住宅
債務者　樋口　静子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第７０６号
愛媛県松山市堀江町甲866番地18
債務者　伊藤　兼次
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
松山地方裁判所